

令和4年3月吉日

お客様各位

豊田信用金庫

豊田信用金庫しんきんアプリ利用規約改正のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では豊田信用金庫しんきんアプリにおける機能追加に伴い、下記の規約を改正させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 改正日

令和4年3月22日（火）

2. 改正する規約

豊田信用金庫しんきんアプリ利用規約

3. 改正内容

「通帳レス口座」を含む機能追加に関する規約を追加しました。

改正後の規約は、改正前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

「とよしんアプリ」のメニュー画面内の「利用規約」よりご確認をお願いいたします。

4. 主な改正内容

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第1条【サービス内容等】</p> <p>(略)</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会機能</p> <p>「豊田信用金庫しんきんアプリ」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の10件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(新設)</u></p> | <p>第1条【サービス内容等】</p> <p>(略)</p> <p>2. 預金残高照会、取引明細照会、<u>保有資産照会機能</u></p> <p>「豊田信用金庫しんきんアプリ」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」<u>「保有資産照会」</u>ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間の取引明細から最新の<u>50件</u>を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。</p> <p>(略)</p> <p><u>7. 住所変更機能</u></p> <p><u>8. 喪失届機能</u></p> <p><u>9. 通帳レス機能</u></p> <p><u>本アプリでは、所定の手続きによりご登録いただいた口座を「通帳レス口座」に変更することができます。お客さまは「通帳レス口座」契約時の未記帳明細以降の取引明細を本アプリで確認できます。但し、照会日から過去10年を経過した取引明細については本アプリで確認できません。</u></p> <p><u>「通帳レス口座」への変更後は紙の通帳は使用できなくなります。</u></p> <p><u>10. 定期預金取引</u></p> <p><u>本アプリでは、定期預金口座の新約及び解約を行うことができます。</u></p> |
| <p>第2条【利用条件】</p> <p>1. 本サービスは、当金庫の普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます）をご</p> | <p>第2条【利用条件】</p> <p>1. 本サービスは、当金庫の普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます）をご</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>利用の個人のお客さま本人が対象です。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> | <p>利用の個人のお客さま本人が対象です。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 住所変更届機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新住所が運転免許証により、確認できる普通預金、定期預金等預金取引のみのお客さまが対象となります。</u> ・ <u>本人確認のために運転免許証の撮影データを取得いたしますが、撮影したデータは当申込以外に利用いたしません。また、新住所に「ご案内」を郵送いたしますのでお受け取りいただきますようお願いいたします。</u> <p><u>※ご契約内容によっては追加が必要な届けがありますので、その場合営業店から連絡する場合がございます。</u></p> <p><u>(4) 喪失届機能</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本アプリにて登録を行った口座のキャッシュカード（代理人カードは営業店まで連絡をお願いします。）および通帳が対象となります。</u> |
| <p>第3条【利用登録】</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> | <p>第3条【利用登録】</p> <p>(略)</p> <p><u>4. お客さまへの連絡手段としてメールアドレスを登録していただきます。入力いただいたメールアドレス宛に認証コードを通知します。</u></p> |
| <p>第6条【注意事項】</p> <p>5. 各種申込届出</p> <p>(略)</p> | <p>第6条【注意事項】</p> <p>5. 各種申込届出</p> <p>(略)</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p data-bbox="607 288 712 320"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="607 528 712 560"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="217 866 891 898"><u>第12条【プライバシーポリシーの取扱い】 (新設)</u></p> | <p data-bbox="1189 288 1413 320"><u>(3) 住所変更届</u></p> <p data-bbox="1189 336 2007 512"><u>・当座預金、融資取引、財形預金、債券、外貨預金、投資信託、保険、貸金庫、出資、でんさい、マル優・マル特・マル財、教育資金一括贈与口座のご契約があるお客さまについては恐れ入りますが、お近くの営業店窓口までお届けください。</u></p> <p data-bbox="1189 528 1357 560"><u>(4) 喪失届</u></p> <p data-bbox="1189 576 1883 608"><u>・届出をいただきますと出金取引ができなくなります。</u></p> <p data-bbox="1189 624 2007 703"><u>・通帳及びキャッシュカードを発見された場合お近くの営業店窓口までお届けください。</u></p> <p data-bbox="1189 719 2007 799"><u>・本アプリに登録されたキャッシュカードおよび通帳の紛失のみの受付となります。</u></p> <p data-bbox="1128 866 1688 898"><u>第12条【プライバシーポリシーの取扱い】</u></p> <p data-bbox="1128 914 2007 1042"><u>1. 当金庫は、お客様に関する情報については別途定める「アプリのご利用に関するプライバシーポリシー」に基づいて、適切に取扱います。</u></p> <p data-bbox="1128 1058 2007 1137"><u>2. プライバシーポリシーにつきましては、「ホーム画面>設定(画面右上)>プライバシーポリシー」を選択し、参照願います。</u></p> |

新設

「豊田信用金庫 通帳レス口座」に関する特約

第1条【特約の適用範囲等】

1. この特約は、「豊田信用金庫 通帳レス口座」（以下「通帳レス口座」という。）に適用される事項を定めます。
2. この特約は、次の規定（以下「関連規定」という。）の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱い、この特約に定めがある事項はこの特約の定めを適用し、定めがない事項に関しては関連規定を適用するものとします。
 - ①普通預金規定（決済用普通預金を含む）
 - ②総合口座取引規定
 - ③自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

第2条【通帳レス口座】

1. 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて本アプリのご利用により取引明細等をご確認いただく預金口座をいいます。
2. 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座（以下「有通帳口座」という。）のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
3. 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および本アプリへ対象となる預金口座の登録を必須とします。

第3条【取扱店の範囲】

1. 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。）のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。但し、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。
2. 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、インターネット支店を除く当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

第4条【取引明細の確認】

1. 通帳レス口座の取引明細は、本アプリからご確認いただけます。
2. 前項の方法による取引明細の確認では、通帳レス契約時の未記帳明細以降の取引明細をご確認いただけます。但し、照会日から過去10年を経過した取引明細についてはご確認できません。

第5条【有通帳口座から通帳レス口座への切替え】

1. 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、本アプリにより切替えることができるものとします。
2. 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
3. 切替時点で通帳に記帳されていない取引明細は、通帳に記帳いたしません。当該取引明細は、切替日の翌々日から、本アプリで確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている取引明細については、本アプリでの確認はできません。
4. 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の取引明細は、本アプリで確認ができます。

第6条【通帳レス口座から有通帳口座への切替え】

1. 当金庫営業店窓口で所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができます。
2. 通帳レス口座を本アプリから削除した場合、または各種事情により同サービスをご利用できない場合は、有通帳口座への切替えが必要となります。
3. 新たに発行する通帳には、有通帳口座へ切替えた時点以降の取引明細を記帳します。
4. 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

第7条【預金の預け入れ】

営業店窓口で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

第8条【預金の払戻し等】

1. 営業店窓口における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の払戻しまたは解約等の手続に加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求める場合があります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

第9条【通帳レス口座による定期預金取引に関する注意事項】

1. 本アプリにより当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座の開設については、本アプリに通帳レス口座として登録されている普通預金を総合口座（以下、「総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。
2. 本アプリにて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。
3. 本アプリにおける定期預金の解約の場合、元金と利息を総合口座（普通預金）へ振り替えます。
4. 通帳レス口座を利用した定期預金の預入れ・解約の取引実行後に取消や変更はできません。

第10条【通帳レス口座の解約】

1. 通帳レス口座を解約する場合には、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または本アプリにおける有効な口座情報の提示が必要です。
2. 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を行うことについて、正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約を行いません。
3. 通帳レス口座を解約した時点で、本アプリでは、対象となる預金口座の取引明細の確認ができなくなります。
4. 通帳レス口座の解約後において、営業店窓口にて対象となる預金口座の取引明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

第11条【特約の変更】

1. この特約の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの記載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和4年3月22日現在)

以上